

安全教育・訓練等の実施要領

平成13年4月制定
平成25年8月一部改定

富山県土木部

1. 労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、全ての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を、次項以降の内容により実施するものとする。
2. 実施項目については、「土木工事共通仕様書」（富山県土木部）の施工計画書の記載事項として「(9)安全管理」に含め、様式－1により工事の内容に即した安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。
3. 安全教育・訓練等の実施については、様式－2により安全教育・訓練等の実施毎に写真等に撮影し、監督員及び検査員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

安全・訓練等の項目別実施内容

項目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
1. 安全管理一般	(1) 工事内容の周知徹底 (2) 安全衛生教育 (3) 服装・保護具 (4) 整理整頓・清掃 (5) 安全施工サイクル (6) 救急用具 (7) 標識 (8) 緊急時連絡体制	① 工事内容の説明（作業手順書等） ① 新規入場者教育等 ② K Y K（危険予知活動） ③ T B M（ツールボックスミーティング） ① 作業員の服装 ② 保安帽の着用 ③ 安全帯の着用、使用 ④ 保護具の使用 ① 作業場内の整理整頓 ② 資機材置場の整理整頓 ③ 危険物置場の整理整頓 ④ 場内の一斉清掃 ① 安全施工サイクルの確立と実施 ① 救急用具、救急箱の整備 ① 看板類の表示 ② 第三者に対する注意標識の掲示 ③ 法定危険注意標識の掲示 ① 緊急事態発生時の連絡体制、役割の明確化	① K Y K（危険予知活動）実践訓練 ② 安全点検の実践訓練 ① 保護具の着用、使用訓練（救命胴衣、呼吸用保護具他） ① 整理整頓・清掃の実践訓練 ① 救急用具を使用しての救急看護法の訓練（消防署依頼） ① 緊急事態を想定しての模擬訓練とその評価
2. 墜落災害防止	(1) 作業方法の検討 (2) 高所作業時の措置 (3) 通路 (4) 登り棧橋 (5) 開口部 (6) 足場	① 高所作業を少なくする方法 ① 高所作業時における適材適所の配置 ② 作業床の端、開口部に対する措置 ③ 親綱等、安全帯の取付設備 ④ 高所作業時の安全帯の使用 ⑤ 安全ネットの設置、ネットの強度等について ① 安全通路の設置（適切な幅、高さ、通路の表示等） ① 昇降設備の構造、踊場の設置 ① 開口部の養生について ① 足場の材料、構造、作業床昇降設備、移動時の措置について ② 最大積載荷重の掲示 ③ 作業主任者の直接の指揮の基に作業を行う ④ 強風、大雨、大雪等の悪天候時の作業規制及び地震等	① 親綱、安全帯を使用させその効能の会得 ② 安全ネットへの落下試験を実施しその効能の会得 ③ 作業床、手すり等設置訓練 ① 作業主任者の指揮の基に、足場の組立解体作業の実践訓練

項 目	教 育 内 容 （ 視 聴 覚 教 育 ）		実 践 訓 練
	(7) 脚立、はしご道移動梯子	<p>の事後規制</p> <p>①材料、構造等の措置（脚立とウマの相違点）</p> <p>②転移防止措置</p>	①脚立、移動梯子設置の実践訓練
3. 飛来、落下災害防止	(1) 飛来、落下防止	<p>①養生網、朝顔、防護柵等の設置</p> <p>②足場、通路等に不要物を置かない</p> <p>③足場、通路、開口部の端に幅木を設ける</p> <p>④上下作業の連絡は良いか</p>	
4. 崩壊、倒壊災害防止	(1) 型枠支保工	<p>①型枠支保工の材料、構造について</p> <ul style="list-style-type: none"> *パイプ枠ト支柱 *鋼管支柱 *鋼管枠支柱 *組立鋼柱 *軽量、重量支保はり <p>②作業主任者の直接の指揮の基に作業を行う</p>	①型枠支保工に使用する材料、部材等の役割の認識と実際にそれを使用しての組立解体作業の実践訓練
	(2) 土止め支保工	<p>①支保工の材料、構造について</p> <p>②7日以内毎及び中震以上の地震大雨の後の法定点検</p> <p>③作業主任者の直接の指揮の基に作業を行う</p>	①土止め支保工に使用する材料、部材等の役割の認識と実際にそれを使用しての組立解体作業の実践訓練
	(3) 掘削作業	<p>①地山の掘削開始前の事前調査</p> <p>②掘削は安全な勾配か</p> <p>③湧水、表面排水の処理と落石防止ネット及び防護柵等の設置</p> <p>④地山の点検について（地山崩壊、土石の落下、土止め支保工、防護柵、立入り禁止等の措置）</p> <p>⑤埋設物の事前調査及び打合せ</p> <p>⑥作業主任者の直接の指揮の基に作業を行う</p> <p>⑦非常時に備え統一合図、警報、待避路を決めているか</p>	①非常時を想定しての避難訓練
	(4) 作業構台	<p>①作業構台の材料、構造について</p> <p>②作業構台の最大積載荷重の表示墜落転落防止措置</p>	

項 目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
	(5) コンクリート工作物の解体	③強風、大雨、大雪等の悪天候及び中震以上の地震、組立変更後の点検 ①調査及び作業計画、作業方法について	
5. 電気災害防止	(1) 受変電設備 (2) 分電盤 (3) 電気機械器具 (4) 交流アーク溶接機 (5) 移動電線、仮設配線	①立入り禁止の囲い及び関係者以外の立入り禁止の明示 ①分電盤のアース、漏電遮断器の作業等について ②行き先表示の破認 ①電気機械器具の始業点検と定期点検について ①自動電撃防止装置の作動 ②特別教育修了者による使用 ③遮光面、保護手袋、エプロン等の保護具の使用 ①移動電線の防護、電線の接続方法 ②保護具の使用	①電気機械器具等の取扱い実践訓練
6. クレーン等の災害防止	(1) クレーン等の点検 (2) 玉掛作業 (3) 運転作業	①始業点検、月例点検について ①玉掛用具の点検 ②玉掛方法 ①合図、信号について ②玉掛方法 ③強風、大雨、大雪等悪天候時の作業中止 ④安全装置について * 過巻防止装置 * 過不荷防止装置 * フックの外れ止め防止装置 * アウトリガーの張出し ⑤作業半径内立入り禁止措置	①玉掛用具の点検 ②玉掛方法の実践訓練 ③統一合図の実践訓練
7. 車両系建設機械等災害防止	(1) 車両系建設機械 * 整地、運搬、積込用 * 掘削用 * 基礎工事用 * 締固め用 * コンクリート打設用 * 解体用	①作業場所の地形、地質等の確認及び作業計画の決定、周知 ②制限速度について ③転倒、転落の防止措置 ④接触の危険のある場所に対して立入り禁止措置 ⑤有資格者による運転 ⑥誘導員の配置及び誘導合図について ⑦用途外使用の制限 ⑧日常点検、月例点検	①作業方法、行動等の実践訓練 ②車両の誘導訓練 * 合図（笛、旗、合図等） * 死角確認 * 駐車時の歯止め

項 目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
	(2) 高所作業車	①作業場所の地形、地質等の確認及び作業計画の決定、周知 ②制限速度について ③転倒防止と作業員の墜落防止措置 ④接触の危険のある場所に対して立入り禁止措置 ⑤有資格者による運転 ⑥誘導員の配置及び誘導合図について ⑦搭乗制限、積載荷垂、用途外使用等の措置 ⑧日常点検、月例点検	①作業方法、行動等の実践訓練
	(3) 不整地運搬車	①作業場所の地形、地質等の確認及び作業計画の決定、周知 ②制限速度について ③転倒、転落の防止措置 ④有資格者による運転 ⑤誘導員の配置及び誘導合図について ⑥搭乗制限、積載荷重等の措置 ⑦日常点検、月例点検	①作業方法、行動等の実践訓練
	(4) コンベヤ	①荷の逸走防止装置について ②非常停止装置について ③荷の落下防止について ④始業点検の実施	①作業方法、行動等の実践訓練
	(5) リース機械	①作業場所の地形、地質等の確認及び作業計画の決定、周知 ②制限速度について ③有資格者による運転 ④誘導員の配置及び誘導合図について ⑤日常点検、月例点検	①車両の誘導訓練 * 合図（笛、旗、合図等） * 死角確認 * 駐車時の歯止め
8. 交通災害防止	(1) 交通法令等	①交通事故例の検討 ②交通法規の遵守 ③車両の始業点検 ④過積載の禁止	①通勤車、工事用車両の始業点検のポイント（自動車整備士依頼） ②車両の誘導 * 合図（笛、旗、合図等） * 死角確認 * 駐車時の歯止め
	(2) 交通誘導員	①適切な人材の配置 ②誘導方法（合図）及び服装	

項 目	教 育 内 容 （ 視 聴 覚 教 育 ）		実 践 訓 練
9. 公衆災害防止	(1)市街地の作業 (2) 鉄道軌道付近の作業 (3)埋設物付近の作業 (4)出水、湧水の恐れがある付近の作業 (5)道路上の作業 (6)その他	①公衆災害事例の検討 ②事故防止施設の完備、維持（周辺仮囲い、落下物防護措置歩行者対策、標識等） ③覆工板の点検 ①列車接近時の危険防止について ①ガス、水道、電気等埋設物付近の機械掘削禁止 ①緊急時避難体制の周知、徹底 ①保安用品の日常点検（工事標識、覆工板、注意灯等） ②作業員の安全（バリケード、チョッキ） ①工事用汚水の排水処理 ②台風、強風時の措置 * 足場、クレーン等の倒壊防止 * 工事用資機材の飛散落下防止 ③騒音、振動に関する知識	①緊急時を想定した避難訓練とその評価 ②異常気象時の浸水防止等訓練（土のう積み等）
10. 火災、爆発災害防止	(1)管理者等の選任 (2)警報、消火、避難設備 (3)火気の管理 (4)危険物 (5)溶断	①寄宿舎防火管理者、火元責任者 ②危険物取扱責任者 ①警報設備の設置と点検 ②消火器の設置（消火能力、有効期限、設置場所） ③避難設備（避難はしご、ロープ等） ①現場内の火災防止 * 事務所、休憩所 * 喫煙所 ②寄宿舎等の火災防止（炊事場、浴場、炬燵、ストーブ、たばこ火） ①指定貯蔵量の表示（軽油、ガソリン、ガス等） ②立入り禁止、火気厳禁の周知徹底 ①ガスボンベの貯蔵、取扱方法（置き方、満空表示） ②技能資格、器具の点検について ③火花防護について（防火シート消火器）	①火災等を想定した緊急避難訓練 * 緊急時連絡体制、避難時間 * 空気呼吸器、はしご、ロープ等の使用方法（消防署依頼） ②消火訓練(消火器)（消防署依頼） ①作業方法、状況の確認訓練

項 目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
		④保護具の使用	
11. 隧道災害防止	<p>(1) 調査等</p> <p>(2) 落盤、地山の崩壊</p> <p>(3) 爆発、火災等</p> <p>(4) 退避等</p> <p>(5) 軌道装置</p> <p>(6) 運搬車両、掘削機械</p> <p>(7) 作業環境等</p> <p>(8) 救護措置</p>	<p>①地山の監察、点検、測定記録（地質、浮石、亀裂、湧水等）</p> <p>②可燃性ガスの測定等</p> <p>①作業主任者の選任 * 掘削作業主任者 * 覆工作業主任者</p> <p>②坑口付近及び坑内の地山点検（落石防止整備）</p> <p>③隧道支保士の点検</p> <p>①火気、ライター等の坑内持ち込み禁止</p> <p>②ガス溶断作業時の火災防止</p> <p>③消火設備の周知徹底</p> <p>④自動警報装置の設置について</p> <p>①警報設備の設置（サイレン、非常ベル、電話等）</p> <p>②避難用器具の設置（懐中電灯、呼吸用保護具）</p> <p>③避難、消火訓練の実施</p> <p>①軌道の点検（軌条、逸走防止装置等）</p> <p>①動力車の点検（ブレーキ、連結装置、照明装置、警報装置、運転台の防護等）</p> <p>②運行時の安全（制限速度厳守、運転合図表示、歯止め、誘導員等）</p> <p>③ダンプ、生コン車の安全（警報装置、誘導員等）</p> <p>①坑内の照明</p> <p>②換気、気温</p> <p>③有害ガス測定（毎月一回以上）</p> <p>④保護具（防護マスク、耳栓支給台帳の整備）</p> <p>⑤通路及び昇降設備</p> <p>⑥立杭周囲の墜落防止装置</p> <p>①救護隊組織</p> <p>②救護用器具の整備（ガス濃度測定器、呼吸用保護具、携帯電灯、はしご、ロープ、タンカ等）</p> <p>③救護訓練の実施</p> <p>④入坑者の人員確認</p>	<p>①落盤、出火、火災等を想定した緊急避難訓練</p> <p>* 緊急時連絡体制、避難時間</p> <p>* 空気呼吸器、はしご、ロープ等の使用方法（消防署依頼）</p> <p>②教護訓練</p> <p>* 救護用器具の使用法</p> <p>* 救急処置の方法（消防署依頼）</p> <p>* 非常時の招集、連絡体制</p> <p>①誘導、合図の実践訓練</p> <p>①有害ガス測定実践訓練</p> <p>②保護具（防護マスク、耳栓等）の着用訓練</p>

項 目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
12. 火薬災害防止	(1) 保安教育 (2) せん孔、装てん (3) 発破	①災害事例検討 ②保安意識の高揚 ③盗難予防その他火薬類の管理 ④危険時における応急措置及び避難方法 ⑤取扱所、火工所及び切羽における取扱いについて ⑥発破、電気発破に関する技術上の基準 ①消費計画書に記載されている発破作業指揮者及び発破作業による作業 ②せん孔、装てんに関する留意事項 ①発破及び発破後に関する留意事項	①教護訓練 * 救護用器具の使用方法 * 救急処置の方法（消防署依頼） * 非常時の招集、連絡体制
13. 酸欠災害防止	(1) 酸欠防止	①災害事例検討 ②作業主任者（技能講習終了者）の指揮の基に作業を行う ③特別教育修了者による作業 * 酸欠の原因 * 酸欠症の症状 * 空気呼吸器等の使用方法 * 退避及び救急蘇生法	①教護訓練 * 退避及び立入り禁止措置 * 救護用器具の使用方法 * 緊急処置の方法（消防署依頼） * 非常時の招集、連絡体制
14. 高圧室、潜水災害防止	(1) 設備 (2) 作業時間 (3) 連絡等 (4) 健康診断 (5) 高気圧傷害 (6) 資格等	①機器の点検（エンジン、コンプレッサー、潜水服、送気管、空気洗浄装置、計器類） ①高圧室内及び潜水作業時間の遵守 ①連絡員の配置及び連絡方法の確立： ①定期健康診断 ①潜函病、潜水病についての知識 ①有資格者による作業	
15. 海洋工事災害防止	(1) 救命具 (2) 移乗心得 (3) 満載吃水、クレーンの制限荷重 (4) 作業中止基準	①救命具の着用 ②救命浮環の設置 ①移乗心得の周知徹底 ①乾舷の確保 ②定格荷重の遵守 ①気象、海象の適格な把握 ②作業中止基準の設定と遵守	①救命浮環の投入訓練 ②救命胴衣を着用しての実践訓練 ③緊急時を想定した船舶等の避難訓練 ④救護訓練 * 救護用器具の使用方法

項 目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
	(5) 緊急連絡体制 (6) 海上関係法規の遵守 (7) 点検等	①緊急連絡体制 ②船舶等の緊急時避難場所の確保 ①乗務員に対する啓蒙教育 ①始業点検、定期点検	* 救急蘇生法 （消防署依頼） * 非常時の招集、連絡体制
16. 健康管理	(1) 健康診断 (2) 粉塵、騒音、振動 (3) 問診表	①健康診断の実施 * 雇い入れ時健康診断 * 定期健康診断 * 特殊健康診断 ①粉塵発散防止措置 ②工具の選定 ③作業時間の制限 ④保護具の使用（防塵マスク、防振手袋、耳栓等） ①健康管理と問診表の作成	

安全・訓練等の実施予定表

工事名 _____

工種区分 _____

◎印 重点実施項目

○印 実施項目

番号	工程 項目	平成												年			
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1	安全管理一般																
2	墜落災害防止																
3	飛来、落下災害防止																
4	崩壊、倒壊災害防止																
5	電気災害防止																
6	クレーン等災害防止																
7	車両系建設機械等災害防止																
8	交通災害防止																
9	公衆災害防止																
10	火災、爆発災害防止																
11	隧道等災害防止																
12	火薬災害防止																
13	酸欠災害防止																
14	高圧室、潜水災害防止																
15	海洋工事災害防止																
16	健康管理																

安全・訓練等の実施記録

工事名 _____

実施年月日 平成 年 月 日(曜日) 時～ 時

実施場所 教育 _____ 訓練 _____

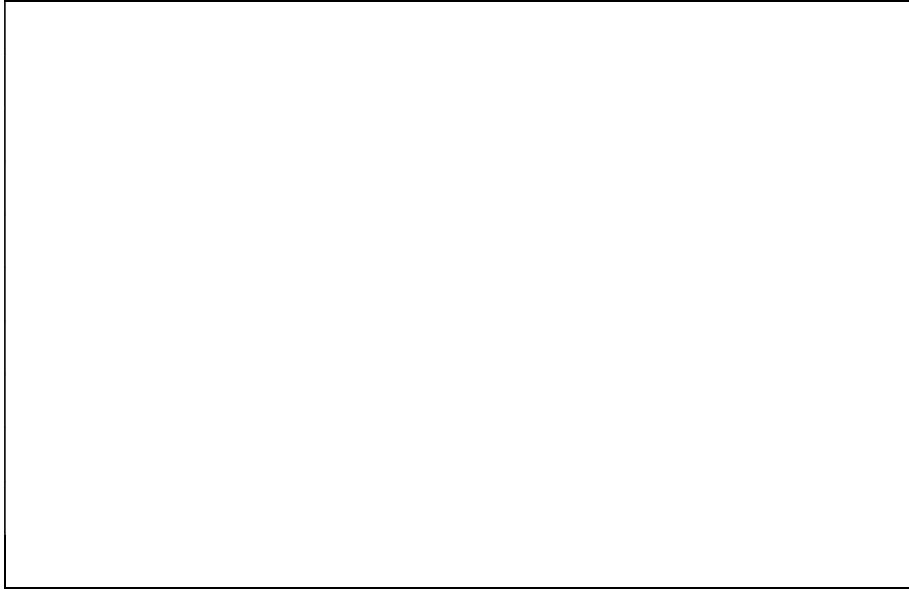
参加人数 職種 _____ : 名 職種 _____ : 名

 職種 _____ : 名 職種 _____ : 名

訓練等の内容

項目	教育内容		講師名	時間 (分)	備考
	視聴覚教育	実践訓練			

写 真 1



訓練の内容他

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

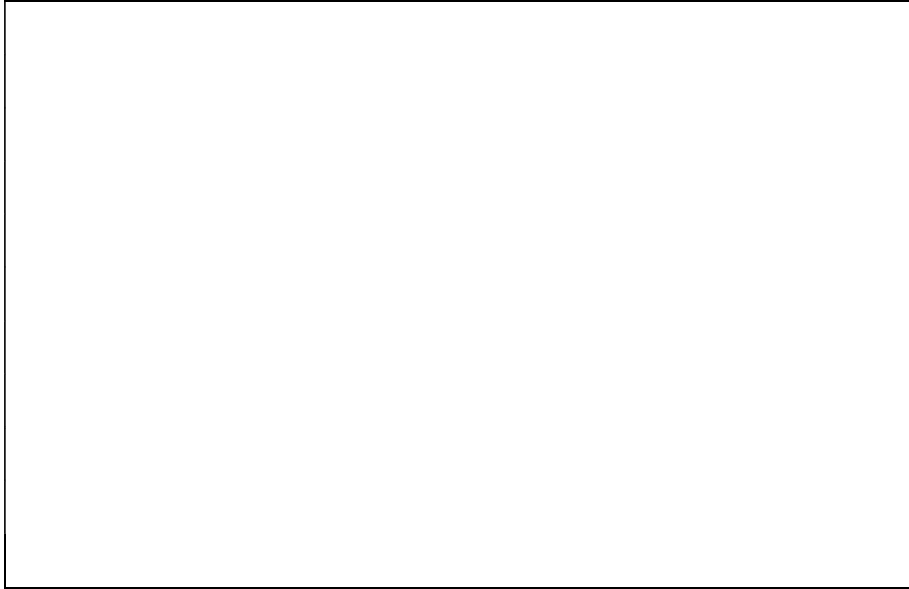
.....

.....

.....

.....

写 真 2



訓練の内容他

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

写 真 3



訓練の内容他

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

平成4年3月2日

各地方建設局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
国土地理院長 殿
土木研究所長
建築研究所長
建設大学校長

建設大臣官房 技術審議官

建設工事の安全対策について

建設工事現場における事故の防止については、従来から注意が払われているところであるが、最近においても、工事中の建築物の床が落下し多数の工事関係者が死傷する事故が発生するなど、建設工事の施工に伴う労働災害及び第三者に危害を与えるいわゆる公衆災害があとを絶たず、特に多数の死者を伴う重大事故が発生していることは誠に遺憾である。

については、今般、「建設省の工事安全対策」を別添のとおり取りまとめ、今後はこれに基づき建設工事の安全対策を進めていく予定であり、貴職におかれても同対策を周知されるとともに、建設工事の安全対策になお一層努められるよう図られたい。

建設省の工事安全対策

—— 実質的な安全対策の着実な実行 ——

建設工事における施工の安全確保については、作業員の不注意による事故、第三者による工事現場への侵入事故等様々な原因による建設労働災害が依然として多いことや最近発生した第三者を巻き込む重大な事故等に鑑み、緊急に官民をあげて強力な安全確保策を図ることが必要である。

しかし、安全対策については、従来にあるような安全関係の計画書類の整備や規制の強化では限界があり十分な効果が期待できない。

むしろ、今後は規制強化の発想ではなく、発注者・設計者・施工業者・作業員等、関係者が各々の立場で自律的に安全を目指した対策が強く求められている。

したがって、建設省は

- ① 建設従業者一人一人の安全意識を高めること
- ② 経験と知識の豊かな技術者及び作業員が各々の責任において、強制ではなく自主的にチームワークよく安全な施工が実施できる体制及び環境を整えること
- ③ 現場毎に変化する諸条件を十分に考慮した計画・設計を実施するとともに、工程の進捗にともない生じる諸条件の変化に的確に対応しつつ弾力的な工期と適正な費用のもとに工事を実施すること
- ④ 安全に係る努力に対してプラス評価を与え、自主的な安全対策へのインセンティブを与えること

を基本方針として、以下の主な具体的対策を講ずる。

(1) 工事発注における安全配慮の充実

発注段階における設計審査、施工条件の明示と施工中の安全確保に配慮した積算の実施、ならびに技術的に困難な工事について技術力を有する業者の選定等の工事発注における安全配慮を充実させる。また、工事の季節変動を少なくし、熟練労働者の通年確保を図るとともに余裕のある工期の設定を図るため、工事国債の活用等により発注の平準化と工期の弾力化を推進する。

1) 安全確保の観点から設計内容の検討

工事の施工法は、設計により大きく左右される。特に、トンネル掘削工事、橋梁架設工事及び大規模な土留め等の仮設を伴う工事等は、安全確保の観点からの設計審査が必要である。このため、安全確保上重要な工事について発注部局内に設計審査委員会を設け、経験豊富なアドバイザーの意見をも聞きながら設計を安全性の観点から審査する。また、作業のやり易さや安全性を考慮した設計を実施する。

① 安全確保上重要な工事についての設計審査委員会の設置

② 安全性を考慮した設計の実施

2) 施工条件の明示

建設工事は発注者の意向に基づく現地一品生産の受注工事であるため、工事の発注に際しては、設計思想を施工業者に明確に伝達することが重要である。また、建設工事は現場での地質条件や気象条件等の不確定な条件下において実施されるものであり、設計図書に示された施工条件と異なる施工条件の発生等に適切に対応するため、施工条件の明示と設計変更の徹底を図る。

① 条件明示と施工条件の変化に対応した設計変更の徹底

3) 工事国債の活用などによる発注の平準化と工期の弾力化

工事国債の活用などにより、発注規模の適正化・発注の平準化や余裕のある工期の設定を図る。このことにより、労働者を安定して確保できる他、熟練労働者が未熟練労働者を指導する機会が増えるので、労働者の質の向上を図ることができる。

① 工事国債の活用などによる発注の平準化

② 施工環境、施工条件を配慮した工期の設定

4) 安全確保に必要な経費の適正な計上

施工に際しての適切な安全管理を行うためには、施工業者が自主的に安全管理を実施できる環境を整備する必要がある。このため、従事する労働者への安全教育の義務付け及びそれに必要な安全教育費の計上等安全管理に十分配慮する。また、危険性の高い工事については施工業者が安全施工事前検討を実施する等、安全確保に資するために必要な経費を積算に反映する。

① 現場での作業員等の安全研修の義務付けとこれらを考慮した安全対策費用の積算での的確な反映

② 安全施工事前検討等に要する費用の積算への反映

5) 工事内容に応じた技術力を有する施工業者の選定

指名資格基準における安全性の評価を重視し、工事規模にかかわらず、技術的に困難な工事については、安全施工能力を有する建設業者を選定する。

このため、業者の安全施工実績及び技術者情報のデータベース化とその活用を図る。

(2) 建設業者の施工管理体制の充実

安全管理の中心である建設業者における人材の育成及び確保を強く推進する。また、施工体制の複雑化、施工技術、施工環境の変化等への速やかで確実な対応を支援する。

1) 人材の確保と優良専門工事業者の育成

熟練労働者が定着し、若者にとって魅力ある就業先となるよう雇用・労働条件を改善し、職場環境を整備する。特に、建設労働者の多くが、専門工事業者に属する技能労働者であることから、その人材確保を図るためには雇用者である専門工事業者が健全に育つ必要がある。このため、総合工事業者に対して、自ら安全意識の向上に努めるとともに、優良な専門工事業者を評価・選定するよう指導するなど専門工事業者が健全な発展を遂げることができるよう環境整備を推進する。また、総合工事業者と専門工事業者間の契約の適正化を図る。

- ① 週休二日制の導入等雇用・労働条件等の改善
- ② 総合工事業者による専門工事業者の評価・選定
- ③ 総合工事業者と専門工事業者間の契約の適正化

2) 現場作業員に対する教育の徹底強化

事故を生じさせないためには、現場作業員の一人一人に至るまで安全に対する自覚を持って仕事に臨むことが大切であり、その日一日の作業手順をよく理解していることが必須である。このため、全員が毎朝の安全ミーティングに参加できる条件を支援し、特に未熟練労働者に対しては、視覚に訴える教育ビデオ等を用いた教育等、分かり易い方法の工夫への努力を支援する。

- ① 作業員への作業手順の周知徹底のための安全ミーティングの実施
- ② 未熟練労働者に対する効果的教育

3) 役割と責任に応じた施工管理体制の充実

総合工事業者と専門工事業者の役割と責任に応じた施工管理体制の充実を図るため、施工体制台帳の整備などにより、主任技術者等の配置の徹底を図るとともに、総合工事業者と専門工事業者の業務区分を明確にし、適切な施工管理体制に資するためのマニュアルの作成及び建設業者における社内安全管理体制の強化を指導する。また、分業化、重層構造化が進行する中で、総合工事業者と専門工事業者間における情報の交換を推進するためのミーティングの強化を指導する。

- ① 施工体制台帳の整備

② 総合工事業者と専門工事業者間における情報交換のためのミーティングの強化

4) 現場技術者の育成と技術力の向上

建設工事は多種多様な作業から構成され、かつ多様な役割の人間が関連している。従って、安全施工を確保するためには、技術者並びに労働者がそれぞれの立場において各業務に精通した人材を配置することが重要である。熟練労働者の不足は一層職長等の現場技術者の役割を高めている。未熟練労働者に対する細かい安全管理にあわせて、機械化・高度化する施工技術に対応した安全管理が必要であることから、これら技術者の技術力の向上を図るとともに、その社会的地位を高める必要がある。このような現場技術者の育成と技術力の向上を図るため、技術者に対する継続的な研修の実施、専門工事業者における技術者資格の明確化、さらに資格取得に関する支援を行う。

① 専門工事業者における技術者の資格制度の充実

② 技術者に対する継続的な研修の実施

5) 新技術や新しい施工環境への対応

従来工法においては熟練作業員とみなされる者に対しても、昨今の機械化をはじめとする新工法等の適用にあたっては、施工方法の高度化に対応した効率よい教育を実施する。このような工事現場内の対応にあわせて工事周辺の住民及び道路利用者等にも安全確保のための措置に対する適切な理解が得られるべく努めるよう指導する。

① 施工方法の高度化に対応した効率よい教育の実施

② 周辺住民及び道路利用者等への広報活動

(3) 技術基準の整備及び技術開発の推進

現状を踏まえた技術指針等を常に見直すとともに、安全確保に資する施工技術の開発と普及を推進する環境整備を行う。また、直接的に効果が期待できる安全施設、安全機器の開発を推進する。

1) 技術指針・要綱等の拡充

現在作業中の「土木工事安全施工技術指針」、「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の改定・拡充を急ぐ。また、土木工事安全施工技術指針の図解をまじえた解説書などの安全施工に関わる基本的教育を一層充実する。特に高度化する施工技術、合理化施工など、新工法・新技術に対応した施工環境の変化に備えた安全施工マニュアル等を策定する。

① 土木工事安全施工技術指針の改定とその図解付き解説書の作成

② 建設工事公衆災害防止対策要綱（仮称）の策定（市街地土木工事公衆災害防止対策要綱の改定・拡充）

③ 橋梁架設作業等の安全施工マニュアル（基本的な指針、基準、手引）の策定

④ 建設機械転倒防止のための地盤養生マニュアルなどの策定

⑤ 仮設構造物についての設計基準類の拡充と常時見直し

2) 安全施工技術の開発と普及

工事において危険作業に従事する作業員を減らすため、ロボット化、自動化、プレハブ化などを組み込んだ安全な施工法を開発し、開発された新技術の普及を促進する。さらに、災害の危険性を事前に把握し予防するために、異常検知・通報システムの開発、設置を行う。また、併用中道路の工事における車両の侵入による災害を防止するため、一般ドライバーへの注意喚起用施設、車両侵入防止施設、一般車道と工事現場を区分する施設等の安全施設を開発する。

① 省人化のための自動化・プレハブ化技術の開発

② 異常検知・通報システムの開発

③ セーフティーゾーン確保の施設の開発

3) 新技術活用のための条件整備

民間などにおいて開発された新技術をスムーズに事業に反映できる技術活用制度を充実し、安全確保に資する施工技術の開発普及促進を図る。また、民間の技術開発研究を促進していくため、開発費用に対する融資制度等の整備の充実を図る。

① 技術提案型の特定技術活用パイロット事業の推進

② 技術開発費用への融資制度の充実

4) 安全対策機器の開発と普及

災害の種類別で一番多い墜落に対しては、安全帯の使用が義務付けられているが、作業能率の低下を招く作業内容に対しては、安全ネットをはじめこれに変わる安全対策機器の開発及びその普及を図る。建設機械の多機能化及び未熟練労働者の増大といった状況の中で、労働者の未熟さを機械機能でカバーしたり省力化による安全施工という新たな観点から、操作性における容易性・統一化、視界の向上、危険の感知・報知、転倒時の保護など各種の安全装置の技術的高度化が期待される。安全型建設機械の開発とあわせて、これを普及・活用する仕組みを検討する。機械開発における仕様の設定にあたっては、利用条件を十分考慮する。また、機械の使用にあたっては、適用条件を明確に示して、機械施工による危険を未然に防止する対応を検討する。

① 墜落防止機器の開発

② 安全型建設機械の開発及び普及

③ 利用条件を反映した機械仕様の設定

5) 民間技術力の積極活用

安全対策に関して、技術提案を取り入れ、安全施工技術の開発を促進する。建設機械の購入に当たっても、安全に寄与すると認定された機械の購入に際しての税制上の優遇措置を検討する。最近、大規模工事、パイロット工事等においては広く地域住民等に建設工事を知ってもらうため、

積極的に見学者を工事現場内に案内する等の広報活動に努めている。安全対策パイロット工事の推進等によって、建設工事に携わる工務技術者の意識の向上のみならず、一般にも安全施工の状況を理解してもらう等の配慮を工夫する。また、効率よく作業員を再教育するため、施工方法の高度化に対応した模擬体験的教育シミュレーションの導入を図る。

- ① 技術提案の促進
- ② 安全機器購入における優遇制度の導入
- ③ 安全対策パイロット工事の実施
- ④ 模擬体験的教育シミュレーションの導入

(4) 事故防止のための体制強化等

調査・設計・施工の分業化が進む中、連帯性を確保するためには各々の段階において担当部署が責任範囲を十分自覚し、安全性を考慮する他、フィードバックシステムにより施工現場の意見を取り入れる。

事故防止のための常設の組織を設置するとともに、データを蓄積し災害原因を分析するとともにこれらを活用できる仕組みを開発する。

1) 設計審査委員会の設置

安全確保上重要な工事について、発注部局に設計審査委員会を設け、外部のアドバイザーの意見をも聞きながら設計を安全性の観点から審査する。

2) 現場からフィードバックシステムの確立

特に安全確保上重要な工事において、現場における施工段階で設計条件と異なる条件に遭遇した建設業者から設計変更の申し出があった場合には、発注責任者と現場代理人の双方を含む施工条件検討委員会にて検討の上、設計変更を実施する。

① 施工条件検討委員会による設計変更

3) 工事関係者間における連絡体制の強化

発注者及び関連する施工業者からなる連絡会議を常設し、必要な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置をあらかじめ定め、普段より徹底する。

4) 事故調査委員会の設置

事故原因を技術的に分析しそれを教訓とするため、事故調査委員会を設置するとともに、これらを統括する組織の設置を検討し、死亡事故等の重大事故の場合に原因を調査する。また、事故事例を収集しデータバンク化を図り、再発防止のために活用する。

5) 事故関連情報の蓄積（データベース化）と活用方策の検討

最近の安全対策は、危険要因を事前に予測し施工計画段階で対応策を盛り込む方向である。

事前に予測し、対策を施すことは仕様書の施工条件明示及び積算への反映の根拠となり、今後

一層、手法の充実が望まれるところである。このためには、事故事例及び作業環境を蓄積（データベース化）し、原因を分析して事前評価手法や安全対策の充実を図る。

- ① 事故事例のデータベース化
- ② 安全施工技術のデータベース化
- ③ 現場条件・機械仕様の設計への反映

(5) 工事関係者による自主的な安全対策の推進へ向けたインセンティブの強化

工事関係者の安全に対する努力をプラス評価することにより、工事の安全対策への意識向上を図り、自主的な安全対策が推進される環境を整備する。

- ① 無事故業者の表彰制度創設
- ② 建設業者の格付けに際して、安全実績の積極的評価
- ③ 発注者による安全施工能力を有する建設業者の選定
- ④ 総合工事業者による専門工事業者の評価・選定

土木請負工事における安全・訓練等の実施について

平成4年3月19日 技調発第74号
建設大臣官房技術調査室長から 各地方建設局企画部長あて

土木請負工事の施工に際しては、これまでも安全に配慮した工事の実施に努めてきたところであるが、一層の安全を確保するため土木請負工事の各現場において、工事の内容に応じた安全・訓練等を実施することとしたので下記のとおり通知する。

記

1 安全・訓練活動の徹底

土木請負工事の実施に際し、作業の安全を確保するためには、工事関係者はもとより直接作業を行う作業員が安全に対する理解を深めることが最も重要である。

このため、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をとおして安全意識の高揚を図り、安全な工事を実施できる体制及び環境を整えることとする。

2 安全・訓練等の積算上の位置付け

工事費の積算において、作業の安全を確保するために必要となる安全・訓練等に要する費用については、現場管理費の「安全・訓練等に要する費用」に必要額を見込み現場管理費率を設定している。

3 安全・訓練等の契約図書における取扱い

工事契約に際し、当面の間、特記仕様書に安全・訓練等の実施項目を条件明示するものとする。また、安全・訓練等の実施に際しては、個々の工事において工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当てて安全・訓練等を実施することを義務付けることとする。

4 安全・訓練等の実施状況の確認

安全・訓練等の実施状況については、書類の簡素化に配慮しつつビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し、提出させるものとする。

5 施工計画における安全・訓練等の活動計画の立案

施工に先立ち作成する施工計画書に、個々の工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な活動計画を明記し、提出させるものとする。

6 適用

この通達は、平成4年4月1日以降発注する工事に適用する。

参考

1. 特記仕様書の記載例

第〇〇条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- 1 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2 本工事内容等の周知徹底
- 3 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4 本工事における災害対策訓練
- 5 本工事現場で予想される事故対策
- 6 その他、安全・訓練等として必要な事項

第〇〇条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第〇〇条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し報告するものとする。

建設工事の安全対策に関する措置について

平成4年4月14日 技調発第114号
建設大臣官房技術審議官から 各地方建設局
長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長あて

標記については、先に平成4年3月2日付け建設省技調発第54号「建設工事の安全対策について」により通知しているところであるが、事業の執行にあたり下記事項について積極的な活用と推進を図り、円滑な事業実施に努められたい。

なお、その運用についての要綱を別添のとおり定めたので、遺憾のないよう取り扱われたい。

記

1 設計審査制度・施工条件検討制度の創設

土木工事における施工の安全確保の妥当性を確保するため、工事発注に際して適正な設計積算の実施にかかわる設計条件・施工条件の審査や条件明示に関する検討の充実を図ること。

2 組織的な事故調査

事故の再発防止を図るため、事故の発生に際してその原因を技術的に調査する委員会を組織すること。

3 建設現場における連絡体制の整備

複数の工事が相互に関連する建設現場において、緊密な情報交換を行うとともに非常時に対応できるよう連絡調整を行うこと。

別添

1 設計審査制度・施工条件検討制度の創設

(1) 設計審査会の設置

1) 目的

設計審査会は、土木工事に関する施工の安全確保の妥当性を確保するため、詳細設計において施工に係わる部分の審査を行うことにより、適正な設計積算の実施に資することを目的とする。

2) 適用工事

① 土留工及び締切工

- a 軟弱地盤の土留工で、掘削高さ7.0m以上の場合。
- b 偏土圧を受ける土留工で、掘削高さ7.0m以上の場合。
- c a、b以外の土留工で、掘削高さ9.0m以上の場合。
- d 一般交通を供用する路面覆工、仮設橋等の仮設構造物の場合。
- e 仮設計画で、基準としている水面（計画水位）からの深さ7.0m以上の締切工の場合。

f 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合。

g 鉄道、道路等重要構造物等に近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切工の場合。

② ダム（砂防ダムを含む）

a 堤体高が30m以上の場合。

③ トンネル（シールドを含む）

④ 橋梁架設

a 最大支間が100m以上の場合。

b 最大支間が50m以上で架設工法がトラッククレーン工法及び架設桁工法以外の場合。

c 鉄道、道路等に近接し、その交通への影響が予想される場合。

⑤ 圧気潜函基礎（2気圧以上）

⑥ その他部長・工事事務所長が指示する工事

3) 設計審査会の組織と区分

① 設計審査会は、本局及び工事事務所に設置する。

② 本局の設計審査会は、前項の設計審査適用工事のうち、特に高度な技術的検討が必要な工事について審査を行う。本局の設計審査会が審査する対象工事は、各地方建設局ごとに定める。

③ 設計審査にあたって外部の経験豊富な技術者等による技術的助言を受けることができる。

4) 審査内容

設計審査会では、適用工事の詳細設計業務委託について、次の内容に関して審査を行う。

① 他の関連する工事との整合性等、設計条件、施工条件の確認

② 仮設構造物の設計

③ 施工方法の選択

④ 施工の安全に関する事項

⑤ 施工中の環境保全その他に関する事項

2) 施工条件検討会の設置

1) 目的

施工条件検討会は、土木工事の発注に際しての条件明示に係わる事項の検討、及び施工中に工事の施工条件が契約図書的设计条件と異なった場合の設計変更に関する具体的な技術的対応方針の検討を行い、工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

2) 適用工事

設計審査制度の同一とする。

3) 施工条件検討制度の組織

施工条件検討会は、本局及び工事事務所に設置し、その組織は、設計審査会と同一とする。

4) 検討内容

施工条件検討会では、次の内容について検討を行う。

- ① 工事の発注時における条件明示内容に関する検討。
- ② 工事中において、現場条件が契約図書の施工条件と異なった場合の設計変更に関する検討。
- ③ その他、工事契約に係る条件の変更に関する検討。

2 組織的な事故調査

(1) 事故調査委員会の設置

1) 目的

事故調査委員会は、直轄事業の工事において発生した事故について、工法・作業環境等を調査し、事故原因を技術的に分析して類似工事における事故の再発防止を図り、工事の安全かつ円滑な実施に寄与することを目的とする。

2) 事故調査委員会の位置付け

事故調査委員会は、発注工事で発生した事故に対応して、事故原因を技術的に分析するための常設する委員会である。

したがって、重大事故に対応して個別に設置される事故調査特別委員会は、これとは別に定めるところによる。

3) 構成

事故調査委員会は、本局に設置する事故調査委員会と、工事事務所に設置する現地調査委員会によって構成する。

4) 業務内容

- ① 事故の発生状況・事故原因を調査し技術的に分析・整理して、データベース化を図る。
- ② データベースをもとに、設計・積算・施工方法に係る基準等の充実を図る。

3 建設現場における連絡体制の整備

(1) 工事関係者連絡会議の設置

1) 目的

工事関係者連絡会議は、複数の工事が相互に関連する建設現場において、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を予め定める等の連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

2) 対象工事

- ① 直轄事業で事業間の調整（河川と道路等）を必要とする工事

- ② 複数の請負業者が同一区域で工事を行う場合
- ③ 土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
- ④ その他、工事間の調整を必要とする工事

3) 業務内容

- ① 各関連工事の工程の調整
- ② 関連する仮設構造物の調整
- ③ 緊急時（災害発生時）の連絡・避難等体制の整備
- ④ 公衆災害防止の徹底
- ⑤ 安全パトロールの実施
- ⑥ 現場作業者に対する安全教育の徹底
- ⑦ 各種の安全に関する講習会・研修会の実施
- ⑧ その他、工事の安全施工に係る相互の連絡調整

公共工事の発注における工事安全対策要綱

平成4年7月1日 技調発第165号
建設大臣官房技術審議官から 各地方建設局
長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長あて

公共工事における施工の安全確保については、従来より、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更等において配慮してきたところである。また、「建設工事の安全対策（平成4年3月2日付け建設省技調発第54号）」等諸通達により、工事の安全対策の徹底を図ってきたが、今般、第123回国会における労働安全衛生法の改正等に鑑み、今後さらに土木工事の安全対策について一層の充実を図るため、事業の執行にあたり留意すべき事項について下記のとおりとりまとめたので通達する。

記

1. 発注にあたっての安全施工への配慮

- (1) 熟練労働者の通年確保を図り、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして、工事の平準化に努めること。
- (2) 指名業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも留意することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する請負業者を選定すること。
- (3) 発注の準備は計画的に行い、積算にあたっては必要な工期を確保できるよう配慮すること。用地買収等の遅れにより年度内の完成が不可能となる恐れがある場合は、適切に翌債の手続をとること。また、工事中に施工条件の変化等により、工期が年度末を越える恐れがある場合は、適切に繰越の手続をとること。

2. 設計段階における安全施工への配慮

- (1) 建設工事は、通常屋外で実施されるため、気候、地形、地質等の自然的条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から施工方法、施工時間等が制約を受けやすい。これらの要因によって、工事現場ごとに仮設工、施工方法等が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。
- (2) 工事の施工方法は、工事目的物及び仮設物等により大きく左右されることが多いため、設計段階において施工の安全性に配慮した施工方法を検討すること。
- (3) 工事の安全確保を図るため、詳細設計時に施工に係る項目に関して、その内容を十分に精査すること。特に安全な施工に配慮が必要な工事については、設計時における設計審査制度を活用し内容の充実を図ること。この場合、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、審査内容の充実を図ること。
- (4) 積算の前段となる施工計画の策定にあたっては、関係法令、各種技術指針及び要綱等に基づいて実施すること。

た、安全性に配慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に留意すること。

イ 施工方法

現場状況、周辺地域の状況など、現場条件に適した施工方法、建設機械を選定すること。この場合、安全確保、公害防止等に十分留意すること。

ロ 仮設計画

仮設道路、仮締切、土留工、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとする。特に、施工中の安全性は、仮設の適否に左右されることが多いため、現場条件にふさわしい仮設計画となるよう十分に配慮すること。

3 適正な積算の実施

- (1) 工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費は直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれるので、これらの各費用については、適切に計上すること。
- (2) 積み上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮しつつ、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、必要な経費を適切に計上するよう十分に注意を払うこと。

特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層努めること。なお、共通仮設費のうち交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分留意すること。

- (3) 積み上げ計上を行う際には、歩掛り、機械損料、労務単価等について最新の基準等を用いるとともに、価格については、市場の需給情勢に応じて月毎等の短い期間に価格が変動する可能性があることを考慮し、発注時の実勢価格が十分反映されたものとする。

4 適切な工期の設定

- (1) 適正に工期を設定するため、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備・後片付けに要する日数を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、休日日数及び降雨等による作業不能日数を加え設定すること。同種の内容・同規模の工事であっても施工条件、施工時期等によって必要な工期が異なることに注意すること。
- (2) 工期を設定する際には、休日日数として、日曜・祝祭日、夏期休暇及び年末・年始休暇のほか、平成4年度よりは、作業期間内の全土曜日を見込むこととしたところであるので注意すること。また、降水（降雨・降雪）等による作業不能日数についても、特記仕様書等に明示すること。
- (3) 発注に際しては、建設労働者の確保、建設資材の需要の動向等に配慮し、事前に計画的に準備を行うための期間として4か月を越えない範囲内で余裕期間を適切に見込むこと。特に、需給が逼迫している資材を使用する場合等においては、この制度の積極的な活用を図ること。

(4) 工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議等に時間を要し、工事着手が遅れる恐れがある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更があり必要があると認められる時は、設計変更により工期を変更すること。

5 適正な仮設工及び施工方法の選定

(1) 工事の発注にあたって、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。

イ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合

ロ 仮設構造物を一般交通に供する場合

ハ 特許工法又は特殊工法を採用する場合

ニ 関係官公署等との協議等により制約条件のある場合

ホ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合

(2) 仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現地の調査を十分に行い、設計審査制度、経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして指定内容を十分検討し、関係法令、関係技研基準・指針等に沿った施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

6 設計図書における施工条件の明示

(1) 工事の発注にあたっては、事前に現場の施工条件を十分調査し、その内容を積算に反映させるとともに、必要な事項を設計図書に明示すること。

(2) 施工の安全性に配慮し、次に示す場合に関しては、施工条件の明示に行うよう留意すること。

イ 現道交通を確保しながらの施工、または、工事現場に交通整理員等を配置する必要がある場合

ロ 併用中の道路上の工事において、道路交通に対する安全確保の観点から関係機関と協議の上、通行規制を行う必要がある場合

ハ 工事現場に地下埋設物がある場合や鉄道、送電線等に近接して施工する場合で、工法、作業時間、安全対策措置等について管理者と協議する必要がある場合

ニ 土砂や岩の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩落等に備えて、防護施設を設置する必要がある場合

ホ その他、工事施工の安全確保のため特に施工条件の明示が必要な場合

(3) 施工条件明示の方法としては、図面、特記仕様書等に明記すること。

7 施工条件の変化への適切な対応

(1) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の約定に基づき適切に設計変更を行うものとする。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。

イ 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。

ロ 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。

ハ 異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

(2) 施工途中において予期せざる事態が発生し、必要が認められる場合においては、速やかに工事一時中止の措置を講じること。また、工事の一時中止を行った場合は、工期及び費用について適切な処置すること。

8 請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

(1) 土木工事の実施に際し、施工の安全確保を図るためには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから、特に公衆災害の防止対策が必要な工事等については、請負業者に対して、施工体制台帳の整備等を図ることにより、安全施工体制の充実を指導すること。

(2) 作業の安全確保を図るためには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をとおして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。

(3) 積算基準においては、労働安全衛生法等に基づく安全活動の実施とともに、個々の工事において工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいるので、適正に実施されるよう請負業者を指導すること。

(4) (3)の安全に関する研修・訓練等としては下記の項目が考えられるので、この点を十分考慮し、適切に請負業者を指導すること。

イ 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

ロ 工事内容等の周知徹底

ハ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底

ニ 工事における災害対策訓練

ホ 工事現場で予想される事故対策

ヘ その他、安全に関する訓練等として必要な事項

(5) 訓練等の実施状況については、ビデオ等又は工事情報（工事月報）等により、適切に実施されたかを確認すること。

9 建設現場の作業環境の改善への配慮

現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所、作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に配慮する。このことから、工事の

発注にあたっては、工事内容に応じて作業環境への措置を特記仕様書等において明示するとともに、そのための経費を積算に計上すること。

10 建設現場における連絡体制の充実

- (1) 工事の複数の工区に分けて発注する場合は、工事目的物及び仮設物等の機能に影響を及ぼさず、かつ施工上工区間の相互に関係する部分が少なく、工程等の調整が容易に行えるように配慮した工区とすること。
- (2) 複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。
- (3) 連絡調整の体制を整備する対象工事は、次の工事とする。
 - イ 事業間の調整（河川と道路等）を必要とする工事
 - ロ 複数の請負業者が同一地域で工事を行う場合
 - ハ 土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
 - ニ その他仮設道路等を共用する等の工程調整を必要とする工事

11 工事の安全対策に向けた活動の実施

- (1) 工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係る安全対策の充実を図ること。
- (2) 安全施工のための各種施工要領等の策定など一層の充実を図り、毎年施工技術等の変遷に対応するための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。
- (3) 安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を容易に事業に反映できるよう、技術活用パイロット事業等の制度を積極的に活用すること。
- (4) 工事の安全に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁、施工業者等との間で安全協議会、安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。安全活動を効果的に進めるため外部の組織の活用を図ること。また、この際には労働災害防止関係団体などの活用も考慮すること。
- (5) 工事に対する地域住民の理解と協力を得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。